第11号様式(差押財産封印票)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日差押町税滞納差押物件小野町注意：この封印を損壊したものは刑法第96条の規定により処罰されます。 |

寸法　縦4センチメートル　　横13センチメートル

備考

この封印票は、国税徴収法第60条の規定により、差押財産を直ちに搬出せず、滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることが適当と認める場合に差押財産に貼付して行う。

なお、封印票は徴収職員が当該財産を占有している事実を明白にする方法であることに留意すること。